

鳥取県告示第743号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条本文の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成24年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録 番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び住所	失効年月日
鳥取県 第543号	魚廃物加工 肥料	フィッシュ ソリュブル 吸着肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0	公定規 格のと おり	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成24年10月 17日
鳥取県 第544号	混合有機質 肥料	EMスーパ ーアグリ2	窒素全量 4.0 りん酸全量 4.5 加里全量 1.5	公定規 格のと おり	農事組合法人米子葉たば こ堆肥生産組合 米子市岡成585-1	平成22年4月 1日